

■ (仮称) 手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニ

ケーション手段を促進する条例素案の骨子

【名称案】：手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミ

ュニケーション手段を促進する条例

【項目案】：前文

・地域の現状、背景

・障害者権利条約と障害者基本法改正の意義

・条例の制定が目指すもの

第1章 総則

(1) 目的

(2) 定義(障害者、社会的障壁、手話等コミュニケーション手段、

合理的な配慮、コミュニケーション支援従事者等)

(3) 基本的理念

(4) 市の責務

(5) 市民の役割

(6) 事業者の役割

(7) 施策の方針

(8) 手話等コミュニケーション手段に関する調査及び研究

(9) 財政上の措置

第2章 手話言語の促進

- (1) 手話言語を学ぶ機会の確保及び普及
- (2) 手話を用いた情報発信
- (3) 手話通訳者等の確保及び養成等
- (4) 学校における手話言語の普及

第3章 要約筆記・点字・音訳等の促進

- (1) 要約筆記・点字・音訳等を学ぶ機会の確保及び普及
- (2) 要約筆記・点字・音訳等を用いた情報発信
- (3) 要約筆記者・点訳者・音訳者等の確保、養成等
- (4) その他の障害者のコミュニケーション手段に対する支援及び

配慮

第4章 明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会